

2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

（１）基本方針

- ア 名勝区間におけるヤマザクラ並木を良好な状態で保存及び復活します。
- イ 「快適な水と緑の空間」として親しまれていること、樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑との調和を図ります。
- ウ ヤマザクラの保護や補植に当たっては、関係機関等との協働により、取組を推進します。

（２）施策の進め方

以下の役割分担の下に、ヤマザクラの補植及び維持管理を実施します。また、ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境等について、関係機関が協力して情報共有を図っていきます。

【役割分担】

東京都教育庁：	名勝の管理者としてヤマザクラの補植及び維持管理
当 局：	ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採並びにヤマザクラの補植場所の提供
地元自治体等：	ヤマザクラの苗木の準備及び提供

（３）実施施策

ア ヤマザクラを被圧する樹木への対処

関係機関との協議の上で、ヤマザクラを被圧している樹木の剪定及び伐採により、生育環境の改善を図っていくとともに、剪定及び伐採後の樹木が再度、大径木化する前に剪定等を行うことで、ヤマザクラの生育環境を維持していきます。

イ ヤマザクラの補植

名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、関係機関等が協働し、後継樹の補植及び育成に取り組んでいきます。

後継樹の補植及び育成には、管理者や地元自治体、地元団体等多くの主体が関わることから、平成 21 年に整備活用計画を策定した際に関係機関等で確認した＜名勝「小金井（サクラ）」の補植についての基本ルール＞に基づき、事業を円滑かつ効果的に実施していきます。

また、当局は、水路及び法面の保全にも配慮しながら、東京都教育庁及び地元自治体の要望に合わせて補植適地を提供していきます。

ウ ヤマザクラ並木の維持（ゾーン④のうち補植整備済区間）

これまでの補植整備により形成されたヤマザクラ並木を良好な状態で維持していくため、関係機関と協議の上、ヤマザクラを被圧する樹木の切り株から発生した萌芽が成長してヤマザクラを再度被圧しないよう剪定及び伐採するとともに、年３回程度の下草刈りを実施していきます。

【事業スケジュール（名勝「小金井（サクラ）」並木の保存）】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
名勝 「小金井（サクラ）」	被圧樹木への対処									
	ヤマザクラの補植									
	ヤマザクラ並木の維持（補植整備済区間）									

<名勝「小金井（サクラ）」の補植についての基本ルール>

樹種（品種）

- ヤマザクラを原則とすること。
- 江戸時代に吉野（奈良県）や桜川（茨城県）から移植したことなどの系譜や、名勝指定理由（品種が多様であること。）を考慮して選定すること。

配置（場所）

- 植栽に当たっては、適切な間隔（一般的には8メートルから10メートル程度の間隔）を取ることにすること。
- 並木の配列については、車道からできるだけ離れた場所（フェンスの内側も含む。）に植栽すること。
- 従前サクラがあった場所に補植する場合、バラ科植物などに見られる「いや地」現象¹⁹を避けるため、史跡の保全に支障のない範囲で事前に土壌改良を行うこと。
- 具体的な植栽場所の選定に当たっては、水路・法面への影響、利用者の通行等に十分配慮すること。

植栽時期

- 一般的にヤマザクラの植栽に相当とされる11月中旬から12月上旬にかけて及び2月中旬から3月中旬にかけて行うこと。

日照条件

- できるだけ日照条件の良い場所に植栽すること。
- 日照条件が悪い場合、補植に先立ち被圧樹木の剪定、伐採等を水道局に依頼するなどの対応を取ること。

協働する地元団体等

- 以上のルールを着実に実施し、地元の意見を的確に反映した施策となるよう、協働の主体となる地元団体等は、地元自治体から紹介・推薦等のあった団体を原則とすること。

19 同一又は分類学的に近縁な種類の植物を連続して植えた場合、生育が悪くなる現象